

雇用環境整備に関する一般事業主行動計画

(株)群馬中央ドライ

① 社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内容 : 〈目標〉令和11年3月31日までに年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日
以上とする。

〈対策〉 ・令和6年4月～年次有給休暇の取得状況を把握する

・令和6年9月～各部門において、年次有給休暇の取得計画を策定する

② 社員の働き方を見直し、妊娠・出産・復職時における支援に取り組む為、次のよう
行動計画を策定す
る。

1. 計画期間 : 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内容 : 〈目標〉妊娠中及び出産後の母性健康管理の情報・制度の周知をはかる。

〈対策〉 ・令和6年4月～母性健康管理・育児休業についての情報収集

・令和6年9月～制度に関する情報を社内掲示などで共有する

〈目標〉産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の
周知や情報提供を行う。

〈対策〉 ・令和6年4月～法に基づく諸制度の調査

・令和6年9月～制度に関する情報を社内掲示などで共有する